

## 告 示

### 埼玉県告示第百八十三号

次の雨水流抑制施設は、埼玉県雨水流抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成三十年三月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 許可番号

第二〇一六一六―二号

#### 二 雨水流抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県羽生市大字下川崎字今上千四百六番四 他 十四筆

#### 三 雨水流抑制施設の容量

容量 七百八十七・七二立方メートル